

魚津市告示第19号

魚津市サテライトオフィス設置促進助成金交付要綱の一部改正
について

魚津市サテライトオフィス設置促進助成金交付要綱（平成30年魚津市告示
第103号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月23日

魚津市長 村椿 晃

第11条第1項第5号中「3年以内」を「5年以内」に改める。

附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

別表を次のように改める。

区分	助成対象経費	補助率	助成金 限度額	助成期間
開設費	①オフィスの内装の改修に要する経費 ②オフィス内におけるインターネット 等回線工事に要する経費 ③オフィスの建物セキュリティに要す る経費	50%	100万円	サテライトオ フィスの新設 に対し1回限 り交付
運営費	①オフィスにかかる土地及び建物の賃 借料。ただし、敷金、礼金、共益費そ の他これらに類する費用を除く。 ②オフィスにおける通信回線の使用に 要する経費 ③オフィスにおける情報システムの保 守に要する経費	30%	10万円 (月額)	新設したサテ ライトオフィス において事業 を開始した 月から24月が 経過するまで

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正
規定は、公表の日から施行する。